

道スポ協第1218号
令和6年1月30日

各管内スポーツ少年団連絡協議会会長 様
札幌市スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人北海道スポーツ協会
北海道スポーツ少年団
本部長 生島 典明

令和6年度以降のスポーツ少年団指導者養成事業の変更および指導者登録等
について（通知）

平素より本道のスポーツ少年団活動に対し、多大なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、日本スポーツ協会から通知がありましたので、現時点での変更内容等についてご確認いただくとともに、必要に応じて貴管下市町村スポーツ少年団及び単位スポーツ少年団関係者へご周知くださいますようお願い申し上げます。

また、令和6年度指導者養成講習会の内容等、今後も新たな情報が届き次第改めてご連絡いたします。

◇本件に関する問い合わせ先
生涯スポーツ課 [担当：小杉]
TEL：011-820-1706
E-mail：shogai@hokkaido-sports.or.jp

都道府県体育・スポーツ協会
都道府県スポーツ少年団 本部長 様

公益財団法人日本スポーツ協会
日本スポーツ少年団
本部長 益子直美

令和6年度以降のスポーツ少年団指導者養成事業の変更および指導者登録等について(通知)

平素より当協会スポーツ少年団諸活動に対し、格別なるご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。
また、各都道府県スポーツ少年団におかれましては、令和元年度のスポーツ少年団指導者制度改定による公認スポーツ指導者資格の保有義務化やスポーツ少年団への登録条件の変更等の対応に伴い、これまで計画的に指導者の育成に取り組んでいただいておりますことに重ねて感謝申し上げます。

この度、標記の件につきまして変更および再確認のご案内をいたします。

については、下記記載の内容についてご確認いただくとともに、必要に応じて皆様から市区町村スポーツ少年団への周知および問い合わせ対応にご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 【変更】令和6年度スタートコーチ(ジュニア・ユース)資格の養成について【別添資料1, 2, 3 参照】
「スタートコーチ(スポーツ少年団)」資格について、令和6年4月1日付の資格登録期および令和6年度養成講習会から名称を「スタートコーチ(ジュニア・ユース)」に変更いたします。併せて、公認スポーツ指導者制度における資格区分を、別添資料1のとおり、競技別指導者資格からフィットネス資格(スポーツプログラマー、ジュニアスポーツ指導員)に変更いたします(従前同様、カリキュラム上の免除措置の取り扱いに変更はございません)。
また、令和6年度と同資格養成講習会は、新たに国庫補助事業としての実施を予定しているため、「委託コース」または「独自コース」のいずれかを選択の上で実施いただくこととなります。
令和6年度の養成講習会のご準備を進めていただいているところ誠に恐れ入りますが、変更について何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
各コースの開催概要のほか、名称やカリキュラムの変更内容等については、別添資料2, 3を、名称変更の周知や養成講習会実施に向けたスケジュールについては以下をご参照ください。

【参考】対象者への名称変更の周知や養成講習会実施に向けたスケジュール(予定)

時期	内容
1月末～ 2月中旬	【ブロック会議】都道府県スポーツ少年団への説明(資格名称変更の経緯や講習会運営に関する変更点等)
1月31日	【周知】JSPO からスタートコーチ(スポーツ少年団)保有者宛に資格名称変更の取り扱いに関するメールを送信
2月16日 以降	【指導者マイページの表示変更】指導者マイページに表示する資格名称を「スタートコーチ(スポーツ少年団)」から「スタートコーチ(ジュニア・ユース)」に変更(指導者マイページは2月5日から15日までシステムメンテナンス予定のため閲覧不可)。
2月下旬～ 3月上旬	【実施希望調査】都道府県スポーツ少年団への調査(実施予定数、委託希望等)
3月中旬	【実施内定(委託コース)・実施了承(独自コース)】都道府県スポーツ少年団への通知 ※ 委託コースに関する経理処理基準や、各コースの申請書類等は本通知時に送付
3月中旬	【都道府県スポーツ少年団事務担当者向け説明会(オンライン)】 ※参加希望制 スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会の運営(委託申請手続き方法等)について説明
4月～	スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成開始
7月下旬	【周知】JSPO から令和6年10月1日付スタートコーチ(ジュニア・ユース)登録対象者(令和5年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会修了者)宛に資格名称変更の取り扱いに関する案内(登録手続きの案内を含む)をメールと郵送で通知

2. **【再確認】令和6年度以降のスポーツ少年団指導者について【別添資料4参照】**

各都道府県スポーツ少年団にはこれまでも、「スポーツ少年団に指導者登録するために必要な条件」や「スポーツ少年団の理念を学んだ者の条件」についての周知にご協力いただいておりますが、あらためて次の2点についてご案内いたします。

- (1) 「指導者」登録における JSPO 公認スポーツ指導者資格の保有完全必須化および、それに伴うスポーツ少年団登録の取り扱いについて
別添資料4をご参照ください。

- (2) 旧「スポーツ少年団認定員」から「コーチングアシスタント」への移行申請(※)について

令和6年度のスポーツ少年団登録において、旧「スポーツ少年団認定員」保有者が「指導者」登録をするためには、令和5年11月30日までに本移行申請を行う必要があったことから、これまで定期的に周知してまいりました。

令和5年12月1日以降も、本移行申請は従前同様に受け付けておりますので、希望者からお問い合わせがあった際には、以下【参考】もご参照の上、手続きについてご案内いただきますようお願い申し上げます(「コーチングアシスタント」以外の JSPO 公認スポーツ指導者資格(スタートコーチ、コーチ1、コーチ2など)の取得をご案内いたしても構いません)。

なお、令和5年12月1日～令和6年11月30日に移行申請手続きを行った方は、最短で令和7年度のスポーツ少年団において「指導者」登録が可能です(令和6年度のスポーツ少年団において「指導者」登録はできませんので、「役員」または「スタッフ」として登録をお願いいたします)。

- ※ 本移行申請は、JSPO 公認スポーツ指導者資格を取得(養成講習会を受講)する際、関連資格等の保有状況によって講習会と試験が免除される対応として、従前から公認スポーツ指導者制度において実施されている仕組みです。「コーチングアシスタント」は、共通科目 I (旧「スポーツ少年団認定員」保有者が併せて保有している「スポーツリーダー」も該当)のみで移行(免除)申請が可能な資格です。
- ※ 「コーチングアシスタント」は、令和6年4月1日付の資格登録期および令和6年度養成講習会から名称を変更する予定です。詳細は、当協会スポーツ指導者育成部から改めてご連絡いたします。

【参考】「コーチングアシスタント」への移行申請手続きからスポーツ少年団登録までの流れ

移行申請手続き期間	資格登録手続き時期	スポーツ少年団へ「指導者」登録が可能となる時期
前年12月1日～5月31日	同年8月上旬～9月末 (同年10月1日付認定)	翌年4月
6月1日～同年11月30日	翌年2月上旬～3月末 (翌年4月1日付認定)	翌年4月

■本通知に関する問い合わせ先
地域スポーツ推進部 少年団課:阿部、山本
E-mail:sc-syonendan@japan-sports.or.jp